

会議の名称	第59回座間市個人情報保護審査会会議録		
開催日時	令和4年8月5日（金）10時00分～12時00分		
開催場所	市役所4階 4-2会議室		
出席者	（委員）齋藤会長、山口副会長、宮本委員、山田委員		
	（事務局）久保文書法制課長、鈴木主事		
公開の可否	<input type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input checked="" type="checkbox"/> 非公開	傍聴人	0人
議題	1 審査事項 ・個人情報保護法の改正に伴う座間市個人情報保護条例の改正（座間市個人情報保護法施行条例案）に関する検討事項について 2 報告事項 ・条例第8条第3項の規定に基づく報告事項（新規、変更）		
資料の名称	第59回個人情報保護審査会資料		
会議の内容	（会議結果） 1 審査事項 ○審議の結果 個人情報保護法の改正に伴い、施行等条例に規定する委任事項等について引き続き審議・検討する。 ○個別事項についての審査会の意見 ・条例要配慮個人情報 座間市の地域特性に応じた要配慮個人情報は規定しないこととし、必要に応じて再度審議すること。 ・個人情報ファイル簿及び個人情報取扱事務登録簿 個人情報取扱事務登録簿を廃止し、個人情報ファイル簿に統一すること。ただし、個人情報ファイル簿に登録されないこととなる個人情報について、開示請求等の権利行使に支障ないよう配慮すると同時に、各部署における個人情報の管理について、引き続き適切に行うこと。 ・開示請求等の決定期限 本市における開示請求等手続に関する成り立ちや運用状況を踏まえ、現行条例における決定期限を前提として法の規定よりも期間を短縮する規定とすること。 ・手数料（費用負担） 現行条例に引き続き手数料を無料とし、実費負担のみ行うこと。 ・審査会関連事項 審査会の組織・運営体制については現行条例と同様となる規定を新条例		

に入れることとし、審査会の諮問対象となる事項については、改正法の趣旨に合わせた規定とすること。

・パブリックコメント案

個人情報保護制度を理解しやすくなるよう説明を増やし、意見の募集を促すとともに、現行条例と新条例案との対比を明確にすること。

・行政機関等匿名加工情報

新条例施行時の導入は見送り、今後は他自治体等の動向を注視し、必要があるときは導入の検討すること。

・その他報告事項

議会条例に関しては、地方自治法の執行機関と議会の位置づけが異なることに注意することとし、その他法改正に伴い個人情報の運用及び解釈が変更される部分については、改正法に基づく運用及び解釈とすること。

## 2 報告事項

条例第8条第3項の規定に基づき報告された案件について、意見はない。

### (会議内容)

(事務局：久保) 定刻となりましたので、第59回個人情報保護審査会を開催します。本日は、過半数の委員の御出席をいただいておりますので、座間市個人情報保護条例第51条第2項の規定により、会議が成立することを報告します。それでは会長から御挨拶をお願いします。

### 《会長挨拶》

(事務局：久保) ありがとうございました。それでは、座間市個人情報保護条例第51条第1項の規定により、会長に議長をお願いします。

(会長) それでは、議事進行について、各委員の御協力をお願いします。まず議題1について、事務局から説明をお願いします。

### 審査事項

#### 《事務局説明》

#### 【条例要配慮個人情報について】

(会長) 座間市の地域的な問題として、今、国において要配慮個人情報と定めているもの以外に、改めて定める必要がないのではないか、という事務局の提案です。地域的身分とは、いわゆる部落問題ということだと思いますが、それも国のために含まれるということですね。質問、意見がある方はどうぞ。

(宮本委員) 条例で定める際に、議会の審議をいただく必要があり、その際には国が示す模範解答ではなく、座間市の特性に触れないと説明ができないと思いま

す。現状としてはこのままで、万が一条例に定める必要が生じれば改正するという結論であればそれで良いと思いますし、一方で条例改正は簡単ではないので、ある程度であっても座間市の特性を説明しておくことも考えられますが、事務局の考えはどうでしょうか。

(事務局：久保) 委員の御指摘のとおり、議会に諮ることであり、また、国の個人情報保護委員会にも説明を要するところでもあります。これまで現行の条例を運用していく中で、要配慮個人情報の定義について不足が生じたということはありませんでしたので、本市において要配慮個人情報を付け加えたいと提案するには至りませんでした。今後、要配慮個人情報として配慮すべき事が生じましたら、条例改正を行っていくことも考えられます。

(会長) ほかに質問、意見はありますか。それでは、ないようですので、事務局の提案のとおり、特に地域の特性に応じたものは今のところ規定しないことよろしいですか。賛意を示される方は、挙手をお願いします。

《挙手全員》

(会長) 挙手全員ですので、条例要配慮個人情報については、以上とします。

**【個人情報ファイル簿及び個人情報取扱事務登録簿について】**

(会長) 事務局としては、個人情報ファイル簿に統一して、今後その作業を行っていくということですね。質問、意見がある方はどうぞ。

(宮本委員) 散在情報と小規模事務について台帳は作るのですか。本人の数が1, 000人未満は個人情報ファイル簿には不要であるということですよ。

(開示の請求等においては、職員が窓口でヒアリングを行い、請求のサポートをするという事務局の説明に対し) ヒアリングして探し出すのは良いのですが、

(台帳が) ないと探しづらいのではないかと思います。1, 000人未満でも非公式のものを作っておくといったことは何か考えられていますか。

(事務局：久保) 個人情報の開示請求等で窓口に来られた方について、まず文書法制課が請求者に担当課はどこかをヒアリングします。聞き取った内容を踏まえて担当課に問い合わせ、請求文書の特定をしていきますが、職員がその際に個人情報取扱事務登録簿を使用して探すよりも、担当課に確認の方がスムーズであるため、本人の数が多いか少ないかにかかわらず、そういうヒアリングを行っています。

(宮本委員) 内部の事業や保有する個人情報を担当課が理解している前提ですよ。人が異動したりして連続性がなくなったときでも繋がりますか。

(事務局：久保) 当課の職員も過去にいくつかの所属を経ていますので、聞き取りをしながらおそらくここだろうという担当課を特定するための確認の連絡をし

ています。

（宮本委員）担当課の側から見ると、個人情報ファイル簿を作らないと、ばらばらに保有する事態にはならないですか。補助簿を作るかどうか。個人情報ファイル簿のような形であれば整理されている感じは出ると思います。現在の職員は大丈夫かもしれませんが、将来に渡ってしっかりと整理されなくなるのではという危惧があります。

（事務局：久保）補助簿を作ることにはならないと思いますが、個人情報を取り扱っている意識は当然市の職員にはありますので、申請書といった個人情報については、その所属であれば、直接事務に携わらない者でも当然把握していることです。また、扱っている事実を一つの表にまとめることについては、本来個人情報の扱いは、誰が扱うにしても、あるべきところ、鍵の掛かる場所に保管することとしていますし、申請書等についてもここにあるということを明確にする文書管理をしています。どの所属に行っても取扱いは同じなので、散在情報という個人情報があちらこちらにあるというように感じますが、そうではなく、情報そのものはしっかりと保管されています。

（宮本委員）分かりました。（個人情報ファイル簿に統一されることで）事務負担が軽減されるものでしたら、それは良いのですが、そもそも全庁に渡ってそういうところがしっかりしているのかが気になりました。

（山田委員）（個人情報ファイル簿の運用が）実務的にかなり大変だと思います。イメージすると、個人情報ファイルとして申請、案内、申込と区別されているところで、（「〇〇イベント事業」の登録簿ではなく）「〇〇イベントの申込」という形になり、大見出しがなく小見出しだけで仕事をするようになるんですよね。担当課にはしっかりと事業事務を頭に入れていただいて、大見出しがなくなる中で全体をイメージしながら、かたまりとして「〇〇イベント」の情報であればここにあり、その中に該当する情報があるとイメージしながら作業をするという理解で良いですよ。

（事務局：久保）委員の御質問のとおり、個人情報ファイル簿になると、情報にダイレクトに検索できるようになるのですが、小見出しになるということで、その見出しの付け方も、ただの「申請書」だとざっくりとし過ぎていきますので、事務局としても考えていく必要があると思っています。個人情報取扱事務登録簿と併用して個人情報ファイル簿を置いた場合は、二重管理となりますのでその整合性を取っていくこともかなり大変であると思われます。同じ情報でも、こちらはAで、こちらはBという名称になるのはよろしくないのですが、これだけの件数になると作業だけでもかなりの時間が掛かります。

(山田委員) 整合性を取るといいつつ、差別化を図らないといけないので、どうしてもタイトルが長くなるかなと思います。

(事務局：久保) 委員の御指摘のとおりです。そうであれば、個人情報ファイル簿に統一して、運用を整えていった方が現実的であろうという判断をさせていただきました。

(会長) ほかに質問、意見はありますか。それでは、ないようですので、事務局の提案のとおり、個人情報ファイル簿に統一することよろしいですか。賛意を示される方は、挙手をお願いします。

《挙手全員》

(会長) 挙手全員ですので、個人情報ファイル簿及び個人情報取扱事務登録簿については、以上とします。

**【開示請求等の決定期限について】**

(会長) 事務局としては従来どおりの日数でいきたいということで、それは市民の利便性を考えてのことですね。質問、意見がある方はどうぞ。

(宮本委員) (個人情報の開示請求の平均処理日数が6日であるという事務局の説明に対し) 情報公開の場合はどうですか。

(事務局) 情報公開の場合は請求の件数が多く、事務局の感覚として申し上げますと、さほど処理日数に変わりはありません。ただ、実際には工事の資料であったりして、枚数がかかなり多いという事情もあり、即日で交付するということはあまりなく、1週間程度で交付しています。

(山田委員) 条例上の日数、15日に延長30日で処理できているんですね。おそらく情報公開の方が大変で、判断を必要としていて。個人情報の方はそれより若干早いくらいですか。

(事務局：久保) 情報公開の手続的などころでは、電子申請や郵送での請求をいただくこともあるので、金曜日の夜に来ていたものを月曜日に急いで処理をすることもあり、ある程度情報公開の方がタイトに動いています。

(会長) ほかに質問、意見はありますか。それでは、ないようですので、事務局の提案のとおり、現行の条例と同様の日数ということよろしいですか。賛意を示される方は、挙手をお願いします。

《挙手全員》

(会長) 挙手全員ですので、開示請求等の決定期限については、以上とします。

**【手数料（費用負担）について】**

(会長) 事務局としては従来どおり（手数料は無料、写しの交付等は実費負担）でいきたいということですね。質問、意見がある方はどうぞ。

(山口委員) 戸籍証明等、他の手数料を取るものと比べて、手数料を取らないというのはできるのでしょうか。

(事務局：久保) 個人情報保護条例、情報公開条例では、行政にその責任があるということで手数料をいただいていません。そのことについて、事務局の方に御意見をいただいたことはありませんので、実費負担も含めて御理解いただいています。

(宮本委員) 手数料という制度は、特定の人に対するサービスについて他の納税者全体に負担させてしまうことを避けるために経費を徴収するものであり、(個人情報の開示請求等についても) 手数料は本来取るべきだと思います。ただ、他とのバランスがあって、議会に諮る必要もあるのだけれど、そういう概念は常に持っておくべきなのではないかと。

(事務局：久保) 委員の御指摘のとおり、請求される本人のためにかかるコストについては、本人にお願いするというはそのとおりですが、(開示請求等の手数料について) 近隣市の負担状況、全体との負担状況など、バランスを考えますと、本市だけ今まで無料としてきたものを有料にするというのは、説明が必要であると考えます。なお、近隣市の動向としては、有料にしますという流れは見られません。

(会長) ほかに質問、意見はありますか。それでは、ないようですので、事務局の提案のとおり、近隣市の動向等も踏まえ、当面は現行条例どおり実費のみ徴収することでよろしいですか。賛意を示される方は、挙手をお願いします。

《挙手全員》

(会長) 挙手全員ですので、手数料(費用負担)については、以上とします。

#### 【審査会関連事項について】

(会長) 個人情報保護審査会については、現行の条例と同じ組織運営で定めるとのことですね。また、(審査会への諮問事項として、尼崎市のUSB紛失事件のような事案を候補とすべきという委員からの意見があったという事務局からの説明に対し) 意見としてUSBの事件がありましたが、これは(改正個人情報保護法において審査会に諮問することができる) 特に必要な場合として規定する必要がないという提案でしょうか。

(事務局：久保) 事例が発生した際の事務局の動きとしては、まず国の個人情報保護委員会に報告をして、国との連携を図りながら対応することになりますが、今回いただいた意見は、この報告の部分ではなく、今後本市としてどうしていくのか、事務局が改善案を考えた際にこれでよろしいかという諮問を個人情報保護審査会にすべきではないかということですが、これはたしかに個人情報の適切な

取扱いを確保するための意見ではあります。

(会長) どちらにせよ個人情報保護委員会が一元的に管理すべき問題であって、国が想定するような、特に必要とすべき案件は今のところ考えられないんですね。何かあった時は、個人情報保護委員会に報告して、ということですね。

(事務局：久保) そうです。報告して指示を仰ぎます。

(宮本委員) 改正法の129条で法第3章第3節の施策を講ずる場合って規定されていますが、包括的な規定になっていて、色々なことが市の審査会でできそうな気がします。ただ、特に必要と認める場合と条件が付いていて、どこまで想定されているのか、明確にならないでしょうか。

(事務局：久保) 他市において国に質問をしていますが、まだ具体的な回答はありません。

(会長) 自治体の審査会に関する事務はほぼ全部国の個人情報保護委員会に代わって、サーバーセキュリティなどの(自治体固有の)問題があれば自治体ごとにやってくださいという感じですかね。

(山田委員) その意味では、USB紛失事故等があった場合に、国には報告するけれど、市固有の事情で発生したものについては市の審査会で諮るのはありうるのかなと。

(宮本委員) 個人情報が流出するのはシステム絡みが多く、その分被害も大きくなってしまいますので、これからはその部分について専門家の人の意見を聴いたりすることが一番重要なのではないかと思うのですが、そういうことができるのかも分かりませんよね。

(事務局：久保) 委員の御指摘のとおり、システムについては専門的な知識が必要であり、本市としては情報システム課がありますが、日ごろから連携をしながら適切な運用を行っています。システムの動きは目に見えないのですが、他市の事故についても、結局は人の事故が原因でして、システムに携わる人がどういう運用をして、確認しながら適切な状況を維持していくのかという部分を組織が考えていかなければならないところだと考えています。また、運営については、今の改正法の趣旨だと国が統一して考えますということになっているため、個別具体的な運営の方針は諮問案件ではないと考えられます。

(会長) 当面の間は、今のところ各自治体単位では特に必要な場合というものを国があまり想定していないのであれば、条例は事務局の案のとおりとして、特に必要な場合とは何かを定めず、何かあったら審議するというところでよろしいでしょうか。ほかに質問、意見はありますか。それでは、ないようですので、事務局の提案のとおり、審査会の諮問事項としての特に必要な場合は、今のところ具体

的に規定しないことでもよろしいですか。賛意を示される方は、挙手をお願いします。

《挙手全員》

(会長) 挙手全員ですので、審査会関連事項については、以上とします。

《パブリックコメント案について》

(委員意見) 一般の人が意見を出しやすくなるよう、参考資料やホームページへのリンクを付けたい。また、現行の条例を先頭にし、改正法に対応する新条例との対比が明確になるよう、表現を工夫したい。

(事務局) 上記意見を反映し、修正案を後日送付。(後日、全員了承)

《改正法に関する報告事項について》

(1) 死者に関する情報

(委員意見) なし

(2) 議会条例関係

(委員意見) 地方自治法上の執行機関と議会は明確に異なるので注意が必要。

(3) 要配慮個人情報の取扱制限

(委員意見) なし

(4) 個人情報の収集の制限

(委員意見) なし

(5) 行政機関等匿名加工情報提供制度

(委員意見) なし

**報告事項ア**

(会長) それでは、議題2. 報告事項に移ります。報告事項アについて、事務局からお願いします。

《事務局報告》

(会長) 質問、意見がある方はどうぞ。

(各委員) 特になし。

(会長) ないようですので、当審査会からの意見はなしということとします。報告事項アについては以上とします。

**報告事項イ**

(会長) 次に、報告事項イについて、事務局からお願いします。

《事務局報告》

(会長) 質問、意見がある方はどうぞ。

(各委員) 特になし。

(会長) ないようですので、当審査会からの意見はなしということとします。報告事項イについては以上とします。会議の進行を事務局へお返しします

(事務局：久保) 御審議ありがとうございました。本日の審議は以上で終了します。次回の審査会は10月頃に開催いたします。

《閉会》

連番	登録担当課	登録理由	登録番号	事務の名称	登録年月日	取扱開始日	収集先	本人以外からの収集の根拠	個人情報を取り扱う目的	利用、提供先	利用、提供項目
1	市政戦略課	事業の新規開始	0101-013	研修会、イベント等に関する業務	令和4年7月1日	令和4年7月4日	本人	—	申込者等の受付、抽選、決定、連絡調整	—	—
2	商工観光課	事業の新規開始	0504-012	座間市プレミアム付商品券事業	令和4年7月20日	令和4年7月20日	本人、戸籍住民課	本人同意	プレミアム付商品券申込みの受付、審査、発送	—	—

連番	登録担当課	主な変更理由	登録番号	事務の名称	変更年月日	変更等箇所	説明
1	企画政策課	電子計算処理システムの追加	0201-013	座間市ふるさとづくり基金に関する事務	令和4年8月1日	根拠法令等、個人情報を取り扱う目的、電子計算処理の有無、個人情報の項目名、使用する主な個人情報ファイル	ふるさと納税返礼品に関する要綱を定めるとともに、電子データによる個人情報の管理を行う旨を追記したもの。
2	職員課	個人情報の収集方法の追加	0302-003	新規採用事務	令和4年6月8日	個人情報の収集、使用する主な個人情報ファイル	個人情報の収集方法の追加をしたもの。 （本人によるLINEを用いた電子申請の追加）
3	介護保険課	個人情報の収集方法の追加	0607-011	介護保険料賦課徴収事務	令和4年7月27日	個人情報の収集	個人情報の収集方法の追加をしたもの。 （電子データを用いた情報の受取方法を追加）
4	介護保険課	個人情報の収集方法の追加	0607-013	社会福祉法人等利用者負担額軽減事務	令和4年7月27日	個人情報の収集	個人情報の収集方法の追加をしたもの。 （記載が不足していた部分を追加）
5	介護保険課	個人情報の収集方法の追加	0607-056	介護保険負担割合の判定及び介護保険負担割合証の交付に関する事務	令和4年7月27日	個人情報の収集	個人情報の収集方法の追加をしたもの。 （電子データを用いた情報の受取方法、記載が不足していた部分を追加）
6	生活援護課	個人情報の利用の追加	0705-004	生活保護法に基づく生活保護に関する事務	令和4年7月27日	個人情報の利用及び提供の範囲	個人情報の利用方法の追加をしたもの。 （電子データを用いた情報の引渡方法、記載が不足していた部分を追加）